シンポジウム
日本の原潜保有問題 私たちに原潜は必要か？

日本は原子力潜水艦を持つべきではない

松久保　肇
（原子力資料情報室）

過去の経緯

昭和40(1965)年4月14日衆議院科学技術振興対策特別委員会

愛知　揆一（文部大臣兼科学技術庁長官）

原子力基本法第二条には、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、」云々と規定されており、**わが国における原子力の利用が平和の目的に限られていることは明らか**であります。したがって、自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いるいわゆる核兵器を保持することは、同法の認めないところであります。また、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、**自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状**においては、同じく認められないと考えられます。

https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/104803913X01519650414/134

平成29(2017)年6月6日参議院外交防衛委員会

稲田　朋美（防衛大臣）

原子力を自衛隊の艦艇の推進力として利用することは憲法上は禁止されるものではないと、このように考えておりますが、原子力基本法第二条で、原子力の研究、開発、利用は平和の目的に限るというふうに規定をされています。そして、この規定の解釈として、**昭和四十年に愛知科学技術庁長官が答弁において、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していないこの現状においては同じく認められない**と、**このように解釈をしている**ところでございます。

https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119313950X02420170606/245

原潜保有論の浮上と政治的動向

2025年9月19日
防衛省の「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」が報告書発表。「次世代の動力」として事実上の原潜保有検討を示唆

2026年6月24日
日本維新の会が提言を発表。非核三原則見直しや核共有とともに「原子力潜水艦保有」を強く打ち出す

2026年6月24日
自由民主党が「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」を発表。潜水艦の「次世代の動力」搭載検討を提起

2026年10月14日
高市首相、「現時点で決まっていることはない」「周辺国の軍事活動の活発化を踏まえながら、具体的かつ現実的な検討を深める」と答弁

2026年内
安保３文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）改訂。原潜の扱いが記載される可能性

持つべきではない理由①：必要性への疑問と専守防衛の逸脱

原子力潜水艦の用途

一般的な原子力潜水艦の主な目的は以下の通り。

- 攻撃原潜：敵艦艇との交戦、空母護衛、監視活動
- 戦略原潜：核抑止力（核の第二撃能力）の維持
 相手国から見れば第一撃能力も

維新提言を含む最近の原潜保有論は「広範な海域での展開」を前提とする。（維新提言は「我が国の潜水艦隊は、「第一列島線（日本海～東シナ海）防衛のための潜水艦」から、「西太平洋全域を守るための潜水艦」への発想転換が必要」とする ）

日本の国是との矛盾

広域展開や先制攻撃的な能力は、日本の国是である「専守防衛」の枠を大きく超える。

日本は「非核兵器国」であり、戦略原潜が想定する「核の第二撃」を運用する主体とはなり得ない。



https://www.usni.org/magazines/proceedings/2024/december/learn-fall-philippines-prepare-third-island-chain

持つべきではない理由②：運用上の課題と現実的な障壁

莫大なコスト

1隻あたり約1兆円とも言われる巨大な建造コスト（バージニア級攻撃原潜で約50億ドル（8,100億円）とされるが、評価外の補助金などが存在）。

限られた防衛予算を著しく圧迫。費用対効果が極めて疑わしい。

運用と安全性の課題

専用の母港確保、長期潜航に耐えうる乗員体制、原子力工学など従来とは異なる知見を持つ乗員の養成など、構築が困難。

放射能関連の事故リスクなど、原子力特有の安全性の問題が山積。

技術的困難性

通常型とは設計が異なるため開発に長期間を要する（例：経産省革新炉WGロードマップでは小型軽水炉の概念・詳細設計に15年程度かかると見込む）。

急速に進歩する蓄電池技術から、実用化時には原潜の優位性が失われている可能性も。

https://www.congress.gov/crs_external_products/RL/PDF/RL32418/RL32418.295.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/kakushinro_wg/pdf/20260408_roadmap_all.pdf

持つべきではない理由③：NPTの「抜け穴」と不透明な特例

IAEA査察の免除措置

核不拡散条約（NPT）の包括的保障措置協定（14条）には、構造的な問題が存在。

- 核物質が「軍事的性格を持つ活動」使用期間中、国際原子力機関（IAEA）の査察が免除される。“..only while the nuclear material is in such an activity, the safeguards provided for in the Agreement will not be applied.”
- 原子力潜水艦での核物質利用が、NPTの「抜け穴（loophole）」になると強く懸念されている。

非核兵器国による前例なき動き

これまで原潜を保有してきたのは核兵器国のみであり、この問題は顕在化せず。

- 近年、オーストラリアや韓国、ブラジルなど非核兵器国が原潜保有に動いている。
- IAEAとの間で特別の協定が必要とされるが、現状締結した国は存在せず。
- この内容の不透明さが、すでに国際社会と核不拡散体制に深刻な緊張をもたらしている。

持つべきではない理由④：保障措置の複雑化と境界線の希薄化

- 濃縮度の問題ではない：「低濃縮ウランならよい」との指摘もあるが、濃縮度に関わらず「核物質が一時的に査察対象から外れる」構造自体は変わらない。
- 体制のさらなる弱体化：日本が原潜保有すれば、保障措置制度はより複雑化し、核不拡散体制の弱体化を強く後押しすることになる。
- 既成事実化の危険性：原子力の軍事利用と民生利用の境界が曖昧になりつつある現在、高い技術力を持つ日本が原潜を保有すれば、この「曖昧さ」を既成事実化することにつながる。



マクロン仏大統領

Sans nucléaire civil, pas de nucléaire militaire, sans nucléaire militaire, pas de nucléaire civil.
(民生用原子力なしには軍事用原子力は存在せず、軍事用原子力なしには民生用原子力も存在しない。)
-2020年12月8日演説

https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2020/12/08/deplacement-du-president-emmanuel-macron-sur-le-site-industriel-de-framatome

日本のアイデンティティと責務

> 日本はこれまで「唯一の戦争被爆国」として核廃絶をリードする責務を自ら宣言し、原子力基本法においても原子力利用は平和利用に限定してきた。原子力潜水艦の保有は、その立場を自ら否定するもの

– 共同声明より

政府への要求とあるべき姿

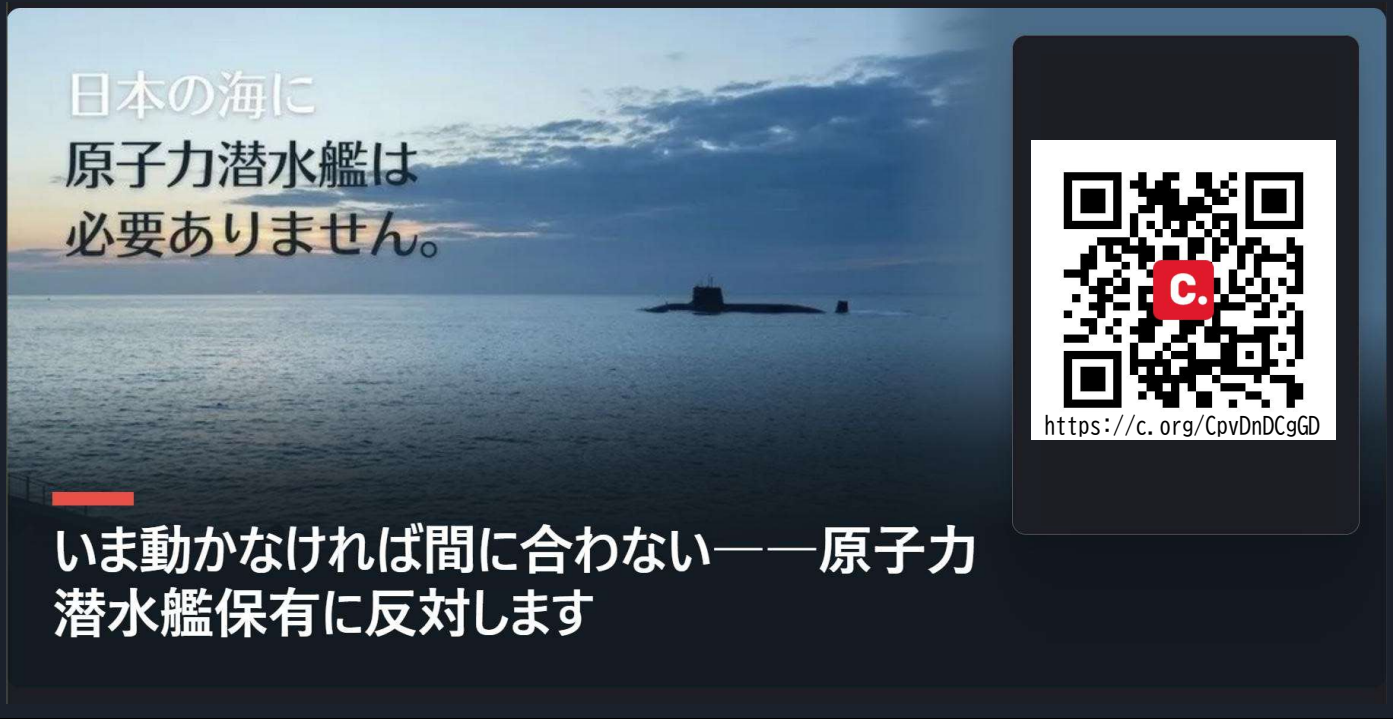
専守防衛を国是とする日本に、原子力潜水艦は必要ない。

原潜保有の議論に費やすべき政治的・財政的資源は、軍事力の拡大ではなく、外交による緊張緩和にこそ用いられるべき。

私たちは日本政府に対し、原子力潜水艦の保有検討を行わないことを強く求める。



署名キャンペーンを開始します。ぜひご参加ください



日本の原子力潜水艦保有問題：私達に原潜は必要か？
ー原子力平和利用との関係からー

2026年10月19日

鈴木達治郎
NPO法人ピースデポ代表・長崎大学客員教授
suzukitatsu@nifty.com

NPO法人 ピースデポ 平和資料協同組合

論点

1. 原子力基本法との関係
 - 原潜導入・研究は原子力基本法改正を必要とするか
2. 原子力産業・原子力政策との関係
 - 原潜導入は民生用原子力産業・原子力政策にどのような影響をおよぼすか
3. 核不拡散体制への影響
 - 日本の原潜導入議論は国際核不拡散体制にどのような影響を及ぼすか

NPO法人 ピースデポ 平和資料協同組合

原子力基本法との関係（1）

第1章　総則

（基本方針）

第二条　**原子力利用は、平和の目的に限り**、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

２　前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全**並びに我が国の安全保障に資することを目的**として、行うものとする。

https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC1000000186

原子力基本法との関係（2）

過去の政府答弁

- **昭和40年（1965）　4月14日**　衆議院科学技術振興対策特別委員会

愛知揆一　文部大臣・科学技術庁長官（原子力委員長）

- **「わが国における原子力の利用が平和の目的に限られていることは明らか・・自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない」**https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/104803913X01519650414/134

- **昭和40年（1965）　3月19日**　衆議院本会議

小泉純也　防衛庁長官

- 「**世界の商船のすべてが原子力を推進力とするといような時代がまいりますれば、当然また考慮しなければならない**かとも考えられまするが、現在の段階においては、原子力潜水艦をつくるというような意思もございません」https://kokkai.ndl.go.jp/txt/104805254X02019650319/29

- 「基本法のある限り、これは**法律というものは、五十年、百年、二百年の先といえどもあくまでも厳守していかなければならないという前提**に立つことは当然」https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/104803913X01519650414/122

原子力基本法との関係（3）

衆議院　2025年11月5日

宮川　伸議員の質問主意書

- 1965年の愛知揆一科学技術庁長官、また2017年の稲田朋美防衛大臣の答弁「原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない」は、**現時点でも政府の見解と考えてよいか。**
- 万が一「あらゆる選択肢」に原子力が含まれるとすれば、**原子力基本法に反する政策を、法改正もないまま、政府として検討することは不適切と考えるがどうか。**

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a219044.htm

政府回答

- 御指摘の答弁において示された**政府の見解に変更はない。**
- お尋ねの「次世代の動力」の活用について、現時点において、政府として決定していることはなく、**既存の法令との関係を含め、特定の動力を念頭に具体的な検討を行っているものではない。**

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b219044.htm

NPO法人 ピースデポ 平和資料協同組合

原子力基本法との関係（4）
ー改正は困難か？

「GX（脱炭素）電源法」ー原子力基本法もあっという間に改正（2023）

（基本方針）

第2条(追加)

3.エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り・・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で・・**その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行う**ものとする。

（国の責務）（追加）

第2条の2２　国は、エネルギーとしての原子力利用に当たつては、原子力施設が立地する地域及び電力の大消費地である都市の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解と協力を得るために必要な取組並びに地域振興その他の原子力施設が立地する**地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務**を有する。

（原子力利用に関する基本的施策）（追加）

1　原子力発電に係る**高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策**

2　　原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の**当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策**

3　電気事業に係る**制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策**

NPO法人 ピースデポ 平和資料協同組合

https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC1000000186

原子力産業・原子力政策との関係（1）

原子力船（舶用炉）の開発

- 原子力船「むつ」
 - 1963　日本原子力船開発事業団設立
 - 原子炉：PWR　（36MWth）　三菱重工がWHのライセンスで製造、低濃縮ウラン
 - 船体は石川島播磨重工が担当
 - 1969　「むつ」浸水
 - 1974　初臨界達成（8月）、放射線漏れ事故発生（9月）
 - 1975　原子力委員会　原子力船懇談会設置、開発継続を決定
 - 1980～82　佐世保で遮蔽改修工事
 - 1991～92　実験航海後、廃炉・解体を決定

https://www.jaea.go.jp/04/aomori/nuclear-power-ship/result.html

NPO法人 ピースデポ 平和資料協同組合

原子力産業・原子力政策との関係（2）

- **資源エネルギー庁原子力小委員会革新炉WG**で商船用原子炉の開発と原子力潜水艦への利用に言及
 - **小伊藤優子**　JAEA高速炉・新型炉研究開発部門（2025年10月3日9回革新炉WG）
 - （新型原子炉開発について）データセンターのような安定供給を求める企業だけでなく、直近では、**防衛省の有識者会議において、次世代動力として原子力動力とした艦船の建造が提案される**など、ユーザーや使用目的、環境は多様化。
- **有識者の発言**
 - **鈴木篤之**　元原子力安全委員長　（Energy for the Future 49巻2号（2025）
 - 日本で科学技術的に見て本当に必要としているのは原子力船です。特に潜水艦です。燃料燃焼に酸素を必要とせず、二酸化炭素を出さないという**原子力の利点を本当に生かそうとすれば原子力潜水艦です。日本はいずれ原子力潜水艦を持つような時代になるだろうし、持つべきだと思っている**のですが、その時に原子力船むつの経験が本当に活きると思っています（宮下宗一郎青森県知事との対談にて）

NPO法人 ピースデポ 平和資料協同組合

原子力産業・原子力政策との関係（3）

原子力産業と核兵器プログラムは相互依存関係にある。

- 「一部の国において、**政府が原子力発電を支援することが、軍用原子力潜水艦の建造および維持に対する継続的な取り組みにとって重要である**。これらの潜水艦は、しばしば、これまでに考案された中で最も複雑で高度な技術が求められる製造物の一つと見なされている。ここ数年になってようやく、内部関係者の間で、（米国のような大規模な経済大国であっても、**並行する民生用原子力産業なしには、この軍事能力を維持することは困難である**）という認識が広まり始めている。」

 —Andy Stirling, Phil Johnstone, SPRU, “A Global Picture of Industrial Interdependencies Between Civil and Military Nuclear Infrastructure”, August, 2018.
 https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3230021

原子力産業・原子力政策との関係（4）

- **外務省　「我が国の外交政策大綱」**（1969）
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku02.pdf
 - 当面核兵器は保有しない政策をとるが、**核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する**とともにこれに対する掣肘(せいちゅう）をうけないよう配慮する。
- **読売新聞社説**　（2011/09/07）
 - 日本は原子力の平和利用を通じて核拡散防止条約（NPT）体制の強化に努め、核兵器の材料になり得るプルトニウムの利用が認められている。こうした現状が、外交的には、**潜在的な核抑止力として機能していることも事実だ。**
- **石破茂自民党政調会長**（当時）（SAPIO 2011年10月5日号）
 - **核の潜在抑止力を維持**するためにも、原発をやめるべきとは思いません。

核不拡散体制への影響（1）

- 原子力潜水艦を現在まで保有しているのは**核保有国（米、ロシア、英国、フランス、インド、中国）のみ**。
- 7番目、初めて非核保有国として**ブラジル**が原子力潜水艦を建設中。 https://grandfleet.info/north-america-related/brazilian-navy-approves-the-construction-of-pressure-hulls-for-the-first-ship-alvaro-alberto/
 - 1970年代に開発開始。独自にウラン濃縮技術を開発。
 - 2018、初の原潜「アルバロ・アルベルト（6,000トン）」の建造開始。完成は2029年、海軍への引き渡しは2022～34年頃の見通し。
 - アルゼンチンと相互査察
 - IAEAとの保障措置交渉は継続中。

核不拡散体制への影響（2）

カナダの原潜導入問題（1980年代）

- カナダがIAEAに対し、**一部の核物質（ウラン）を原子力潜水艦用に利用するため、保障措置外に置くことを要請**。米国にいったん輸出して高濃縮ウランに加工した後、原潜燃料として再輸入する計画であった。
- IAEAは、保障措置対象外になる期間をできるだけ短くするようカナダと交渉。その間、カナダは**米国と軍事部門同士で核物質のやり取りをする計画**を立ち上げた（保障措置対象外）。これもIAEAは好まず、交渉の結果、この計画は成立せず。**カナダの原潜計画は中止となった。**

核不拡散体制への影響（3）

AUKUS合意の概要と背景

- **2021年9月15日、米・英・オーストラリアが、新たなパートナーシップ（AUKUS)を発表**。これにより、オーストラリアと英国は米国のアジア・太平洋戦略にしっかりと組み入れられることになる。
- その中で、米英から**原子力潜水艦の技術を供与すること**が含まれていた。米英の原潜の製造能力にも限界があるため、おそらく原子炉システムのみの供与になる可能性もある。米英どちらが供与するかも不明。**燃料は高濃縮ウラン**と言われている。今後１８か月間で詳細を詰めることになる。
- いずれにせよオーストラリアが原潜を所有するのは**早くて2030年代後半になる**と思われる。インフラの整備、乗組員の訓練等にそれなりの時間がかかる。**少なくても８隻**導入の計画。

韓国の原潜建造、東アジアの軍拡加速　協定改定にらみウラン濃縮模索

（日本経済新聞、2025/11/14） https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM1450A0U5A111C2000000/

米韓の共同文書のポイント	
通商	自動車関税は25%から15%に引き下げ。半導体は他国よりも不利にならない条件を付与
対米投資	造船分野に1500億ドル、追加で2000億ドルを投資
	為替市場への影響を考慮し、年200億ドルを超える資金調達はしない
安保	韓国は国防費支出を対GDP比3.5%に増額
	韓国の原潜建造を承認。燃料調達含め協力
	在韓米軍に330億ドル相当の包括的支援を提供



核不拡散条約の抜け穴（loophole):原子力潜水艦の燃料

- NPTは、核物質の「核兵器（核爆発装置）」への転用を禁止している（第２条）が、原潜の燃料(非民生用、非爆発用）への利用は禁止していないと解釈できる。
- しかし、保障措置の対象は「すべての核物質」（第３条）であるものの、「平和利用の核物質・施設」に限るので、原潜の燃料は保障措置の対象外となる。ただし、メンバー国は以下のように報告の義務はある。
- **INFCIRC/153 , paragraph 14**:　禁止されていない「非民生用」の核物質・核活動に対する保障措置について規定。
 - **The state must inform** the IAEA that, during the period of non-application of safeguards, **the material will not be used for the production of nuclear weapons or other nuclear devices.**
 - 1978年、オーストラリアがこの件についてIAEA事務局長に問い合わせており、核物質が保障措置対象外になる場合には、特別の合意が必要であり、違反した場合にはIAEA理事会に届け出ることをIAEA事務局長が確認している（GOV/INF/347(July 3, 1978)

特別の保障措置協定が必要となる

- 現在、AUKUS（オーストラリア、米、英）とIAEA、ブラジルとIAEAが、それぞれ**独自の保障措置枠組みと協定を交渉中。**
- **安全保障上のニーズに合致する**必要性（**保障措置は軍事用には適用されない原則**）
- **軍事利用であっても、透明性と検証の重要性は不変**
- **従来にはない保障措置の課題と可能性**
 - 最新の監視システム：衛星、水中音声探知技術などを利用した潜水艦追跡システムで異常を検出する
 - 先端センサー技術を用いた「封印」(seal): 違法な核燃料・核物質の入手を検出する（核燃料貯蔵施設）
 - リモート・モニタリング：潜水艦の燃料状態の監視システム
 - 原潜用保障措置査察官の訓練
 - 燃料の生産から廃棄までの核物質管理・監視システム

出所：Lenam dos Santos Guimaraes, “Application of Safeguards to Nuclear Submarine Fuel to Ensure Security and Proliferation Resistance”, Rev. Esc. Guerra Nav., Rio de Janeiro, v. 30, n. 1, p.15-46, janeiro/abril 2024. https://portaldeperiodicos.marinha.mil.br/index.php/revistadaegn/article/view/6077/5812

原潜導入は核リスクを高める
- ティルマン・ラフ（ICAN）（2026/08/31,長崎新聞）



- 日本は決定を下す前に**オーストラリアの教訓に学ぶべき**。
- 太平洋、東南アジア諸国の指導者は**AUKUSが地域の緊張を高める**と懸念している。
- オーストラリアの原潜は高濃縮ウラン（HEU)燃料を使うことになる。これら**兵器級の核燃料は軍事上も最高レベルの防護**を行わなければならない。
- **ブラジルや韓国、トルコ、イラン**も同様の計画があると主張している。
- 日本は唯一の戦争被爆国として、**核廃絶のリーダーとなる道徳的かつ政治的責任を有している。高価で危険な原潜保有へとすすむべきではない。**それは**核不拡散の抜け穴を広げ、壊滅的な戦争リスクを高めるだけである。**

非核兵器国が原子力潜水艦を保有するときの壁

2027 年 10 月 19 日
菊地昌廣
きくりん国際政策技術研究所

1. 核兵器不拡散条約（NPT）では、締約国内が保有するすべての核物質を IAEA 保障措置下に置くことを前提として、非核兵器国が核兵器及び核爆発装置を開発・保有することは禁じているが、原子力技術をその他の軍事目的（例えば原潜のような原子力戦闘艦艇の動力）に利用することは禁じていない。

2. NPT 締約国の約束履行状態を検証する IAEA 保障措置においても、NPT に基づく包括的保障措置協定（INFCIRC/153 corrected）の１４条において平和的活動以外の目的で利用する核物質を保障措置適用外とするにあたって、
 - 適用外中に、当該物質が核兵器及び核爆発装置製造に使用されないことを IAEA に通報し、
 - IAEA と当事国間で、当該物質が、その他の平和目的以外に使用されている期間に限り保障措置が適用されないことについて取決め、
 - この取決めの中で適用が除外されている期間またはその状態を明らかにし、
 - 平和目的以外の原子力活動で使用されないこととなるときには、直ちに再び当該核物質は保障措置下に置かれる。
 - 当事国は、IAEA に対して当該核物質の総量及び組成、並びにこのような物質の輸出について通報する。
 - このような取決めは適用外対象期間及び手続並びに報告のみに限り速やかに合意されるが、保障措置適用外の期間の活動の承認、及び、軍事活動の非公開情報は含まれず、当該期間の活動における核物質の使用にもかかわらないものとする。

 旨、規定されている。

3. しかし、追加議定書では、民生利用・軍事利用にかかわらず締約国内の核燃料サイクルに関連する研究開発施設の存在とその目的、場所等を申告することを求めており、その施設の目的外使用（核兵器・核爆発装置開発）を検知するための検証活動（情報分析、補完的なアクセスや環境分析等）を実施する権限を有している。

4. IAEA は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づき、締約国内のすべての核物質を検証する義務を有していることから、適用除外期間に、当該核物質が核兵器及び核爆発装置製造に使用されていないこと、使用されなかったことを、これら核物質が再び保障措置下に置かれたときに確認する必要がある。すなわち、保障措置が適用されていない期間の活動が、核

兵器等の製造目的に使用される抜け道（ループホール）にならないように、どのようにして保証するか、関係国のそれぞれの計画毎に保証達成のための検証技術を段階的に検討し、協議する。

5．関係国も NPT に基づく不拡散の義務履行のために、説明責任や IAEA との真摯な対応が求められる。

6．現時点で、原潜保有の意思を IAEA に表明している非核兵器国は、ブラジル、オーストラリア、韓国（以前にカナダが IAEA との協議に入ったことがあるが、不成立となった事例がある）。ブラジルとオーストラリアは、包括的保障措置協定１４条及び追加議定書（ブラジルは追加議定書に替わる ABACC との協定）に基づき具体的な検証活動の取決め合意に向けて協議中。IAEA は、この協議内容の進展を、理事会資料として公開している。韓国は、保有の意思のみの表明で、まだ具体的な協議は行われていない模様。

7．原潜保有に至る技術的な段階は、

① 採用する原子炉型と出力規模の選択と設計
② 使用する核燃料の選択と入手方法の確定
③ 原潜核燃料サイクル運用中に核兵器等製造目的で使用されていないことを保証する手段の構築と IAEA との合意
④ 原子炉の製造、核燃料の製造、艦艇への組み込み

8．想定される技術課題（障壁）

① 静穏状態で運用する小型原子炉の設計と製造
② 核兵器・核爆発装置開発目的以外の目的で運用される軍事利用核燃料サイクル（例えば、原潜用原子炉の開発、原料ウランの入手、ウラン濃縮、燃料要素加工）の各段階での不拡散保証方法
③ 保障措置適用外が終了し、適用対象から外れていた核物質に再び保障措置が適用されたた時点で、適用対象外期間中の不拡散を保証するための一貫した説明方法とその信憑性
④ 国外技術導入を想定した場合の国際制度との整合
⑤ その他

以 上

共同声明　日本は原子力潜水艦を持つべきではない

6月24日、日本維新の会が「提言【「危機の30年」時代の国家安全保障戦略】」[1]を発表した。同提言は、非核三原則の見直し、核共有の検討と並んで、原子力潜水艦保有を強く打ち出している（全124ページ中16ページを原潜、13ページを核戦略に割いている）。昨年9月に防衛省の有識者会議「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」が発表した報告書[2]や日本維新の会の提言と同日に自由民主党が発表した「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」[3]においても「次世代の動力」と婉曲的ではあるものの原子力潜水艦の保有検討が示されていた。私たちは、こうした動きに強い懸念を持つ。日本は原子力潜水艦を持つべきではないと考えるからだ。

まずそもそもの必要性が疑わしい。一般に原子力潜水艦の用途は攻撃原潜の場合は敵艦艇との交戦・空母護衛・監視、戦略原潜の場合は核抑止（第二撃）[4]のためとされる[5]。最近の原潜保有論の多くは広範な海域での展開を前提とするが、それは日本の国是である専守防衛の枠を大きく超える。 また日本は非核兵器国であることから戦略原潜が想定する核の第二撃を運用する主体となりえない。次に、現実的な障壁も大きい。1隻1兆円ともいわれる建造コストに加え、母港の確保、長期潜航に対応できる乗員体制の構築など、運用上の課題は山積している。放射能関連の事故リスクをはじめ安全性の問題も存在する。また通常型潜水艦とはコンセプトが大きく異なるため、開発には相当の期間を要する。近年、急速な進歩を遂げている蓄電池技術により、実用化の時点では原子力潜水艦の優位性が失われている可能性もある。

最大の問題は、核不拡散体制への深刻な打撃である。核不拡散条約（NPT）第3条に基づき締結されている包括的保障措置協定（14条）は、核物質が軍事的性格を持つ活動に使用されている期間中は、 国際原子力機関（IAEA）の保障措置（査察）を免除することを認めている。そのため原子力潜水艦での核物質利用はNPTの 「抜け穴（loophole)」になると懸念されている。これまで原子力推進の軍事用艦船は核兵器国しか保有していなかったため、その問題は顕在化してこなかったが、オーストラリアや韓国など非核兵器国による原子力潜水艦保有の動きは、同条で規定する特別かつ固有の保障措置協定が必要となる。このどの国も締結したことがない協定の内容は不透明であり、すでに核不拡散体制に深刻な緊張をもたらしている。なお、低濃縮ウ

[1] https://o-ishin.jp/news/2026/06/24/18420.html
[2] https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastic-reinforcement/pdf/siryo06_02.pdf
[3] https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/213608_1.pdf
[4] 相手国から先制的に第一撃をうけた後、残存する核ミサイルなどで相手国に報復攻撃できる能力
[5] https://www.nti.org/analysis/articles/united-states-submarine-capabilities/

ランを用いれば懸念が緩和されるとの指摘もあるが、濃縮度にかかわらず核物質が保障措置の対象から一時的に外れるという構造自体は変わらない。 日本がこれに加わることは、保障措置制度を複雑化させ、核不拡散体制のさらなる弱体化を後押しすることになる。原子力の軍事利用と民生利用の境界線が希薄化[6]しつつある今、日本のような技術力を持つ非核兵器国が原潜保有に踏み出せば、この境界のあいまいさをさらに既成事実化しかねない。

日本はこれまで「唯一の戦争被爆国」として核廃絶をリードする責務を自ら宣言し、原子力基本法においても原子力利用は平和利用に限定してきた。原子力潜水艦の保有はその立場を自ら否定するものだ。専守防衛を国是とする日本に原子力潜水艦は必要なく、この議論に費やすべき政治的・財政的資源は、外交による緊張緩和に用いられるべきだ。私たちは政府に対し原子力潜水艦保有検討を行わないことを強く求める。

以上

呼びかけ人（2026年7月13日時点）

明日香壽川（東北大学特任教授・名誉教授）

川崎哲（ピースボート共同代表）

呉東正彦 （弁護士）

鈴木達治郎（NPO法人ピースデポ代表 ）

杉原浩司（武器取引反対ネットワーク[NAJAT]代表）

新倉裕史 （非核市民宣言運動・ヨコスカ）

松久保肇（原子力資料情報室共同代表・事務局長）

6 https://theconversation.com/the-hidden-military-pressures-behind-the-new-push-for-small-nuclear-reactors-266301